

会員だより

令和元年度第8号
(R元.12.23 発行)



本部事務局

TEL079-291-4000 URL : <http://www.himeji-sjc.or.jp/>

香寺連絡所TEL079-232-7600

安富連絡所TEL0790-64-8525

夢前連絡所TEL079-336-1600

家島連絡所TEL079-325-0311

会員数2,696人(男性1,612人、女性1,084人)【11月末現在】

今年最後の月になりました。日に日に寒くなり朝夕冷たい風が身に染みる季節となりました。年末を迎え心せわしい日々と存じますが、くれぐれも体調管理・交通事故等にはご留意いただきたく存じます。そして健康で新年を迎えられますことを願っております。

事務局の年末年始の休業日は、12月28日(土)～1月5日(日)となっております。年始は、1月6日(月)から通常業務をしております。

◆1月の各種行事予定◆

月 日	会議名(内容)
1月 8日・22日	入会説明会
1月 9日・23日	就業相談日
1月16日	中部地区・地区長互選 第2回全体班長会
1月17日	自動車運転適性診断講習会
1月19日	職員採用一次試験
1月20日	配分金支払日 筆耕研修会
1月23日	安全パトロール
1月26日	生涯現役フェスティバル

※次回の会員だよりは、2月中旬を予定しています。

12月分の配分金支払日は、1月20日です。

◆就業相談日のお知らせ◆

令和2年1月、2月の就業相談窓口を次のとおり開催します。希望される会員の方は予約を取ってください。

[事務局TEL079-291-4000]

令和 2年 1月 9日(木)・23日(木)
令和 2年 2月13日(木)・27日(木)

◆自動車安全講習会のお知らせ◆

この度、姫路市シルバー人材センターでは、自動車の安全講習会を開催いたします。**無料**

以下の日程で開催いたしますので、希望者の方は申込書にご記入の上、事務局まで提出お願いします。(ファックスでも結構です。)

— 安全講習会 (『自動車』運転適正診断) —	
日 時	令和2年1月17日(金) 午前10時～正午
場 所	兵庫県自動車学校姫路校 (姫路市花田町一本松25)
内 容	安全講習会・自動車運転適正診断 (自動車学校の車を運転して行います。)
定 員	25名
申込締切日	令和 2年 1月10日(金)
問合せ先	TEL079-291-4000 ・ Fax079-291-4020 [担当：石原]
その他	就業等で自動車を使われる方は、出来るだけ受講してください。

キリトリ

申 込 書

安全講習会 (自動車運転適正診断)	
会員番号	
氏名	
住所	
電話番号	

あなたの地区班は

地区

地域、班長は

◆安全適正就業部会からのお知らせ◆

賠償事故多発について

昨年度は賠償事故発生件数が大きく減少したのですが、残念なことに、今年度は、再び増加に転じました。

【平成30年度、令和元年度 賠償事故一覧】
各年度11月末時点

	H30年度 (件)	R1年度 (件)
移動中(交通事故等)	0	1
家事	0	1
草刈・除草等	5	15
植木剪定中	2	3
清掃中	0	0
その他屋内作業中	0	1
その他作業中	0	1
計	7	22

上記表のとおり、草刈事故が多発しています。

草刈中の事故の内 11 件が石跳事故となり、内 6 件で防護措置がされていませんでした。

草刈機での作業時には、防護措置を念入りに実施し、右表の安全就業基準を遵守してください。

令和2年度シルバー傷害保険に関するお知らせ

当センターでは、就業中（及び就業、帰宅途上）の会員の怪我に対応するために、以前からシルバー傷害保険に加入しています。

今年度の保険内容は、①入院、②通院、③治療費用の自己負担分、④死亡・後遺障害の4点が対象ですが、令和2年度からは、③治療費用の自己負担分が無くなる予定です。

また、①、②、④も補償額が変わる予定ですので、詳細が確定し次第、別途、会員日よりお知らせします。

『全国統一安全就業スローガン』

事故防止、急ぐな、あせるな、
気を抜くな

刈払機作業での安全適正就業基準

◎安全保護具

1. 手甲または軍手、作業靴(底の厚い、滑りにくいもの)を着用すること。
2. いかなる場合も必ずヘルメット、保護眼鏡を着用すること。
3. 作業前には必ず現場の状況を確認し、危険箇所及び障害物等の把握を行うこと。
4. 作業前には必ず現場周囲の状況を確認し、防護ネット等により財物の損壊を防ぐこと。
5. 作業中も常に周囲の安全に気を配り、看板をたてるなど、作業現場に人や自動車等が近づかないようにすること。
6. 作業中の会員相互の距離を5m以上開けること。
7. 作業箇所から20m以内に自動車、建物等がある場合は、防護ネットを刈払機から1m以内に設置しなければならない。
8. 作業箇所から20m以内に自動車、建物等がある場合は、ナイロンコードカッターを使用してはならない。
9. 使用前に必ず点検をすること。
(1)ネジのゆるみはないか。
(2)作業にあつた刃がついているかどうか。
(3)刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しないこと。
10. 作業中は、半径10m以内に他の人を近づけないこと。
11. 雨天時の作業は、滑り易いので避けること。
12. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。予備ガソリンを携行するときは、適正な容器を使用すること。
13. 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。
14. 刈払機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。
15. 斜面での作業は、手工具(鎌等)を使用する。
状況により刈払機を使用する場合は、斜面の下方に向かって刈り進まない等、墜落、転落を防止する対策を講じてから作業すること。

保護眼鏡
フェイス
ガード
ヘルメット
防護ネット
